

川西市北部地域のまちづくり方針(案)への意見提出手続を実施します

川西市では、このたび、北部地域内に存在する市有施設跡地等の活用をまちづくりの手段の一つに加えながら、域内にお住まいの方々の新しく快適な日常の創出をめざすべく、「川西市北部地域のまちづくり方針(案)」を作成しましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号。)第9条の規定に基づき、この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

1 募集期間

令和6年1月15日(月)から令和6年2月13日(火)まで

2 案の公表方法

(1) 資産活用課(本庁舎5階)、市政情報コーナー(本庁舎2階)、大和行政センター及び市内各公民館(川西南公民館、川西公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにし、黒川里山センターで公表

(2) 川西市のホームページ(<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリックコメント」のページに掲載



3 意見の提出方法

書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方については、在勤、在学、利害関係人のいずれに該当するか。)、年齢を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送 : 〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市資産マネジメント部資産活用課あて
- (2) ファックス : 072-740-1317
- (3) 電子メール : kawa0208@city.kawanishi.lg.jp
- (4) 市ホームページ等:「意見提出専用フォーム」から意見を提出

4 その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。

ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 問い合わせ先 川西市資産マネジメント部資産活用課 ☎ 072-740-1403

